

(別紙)

電離放射線障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱

第一 電離放射線障害防止規則の一部改正

一 放射性物質としての規制の対象となる下限値として、国際原子力機関等の国際機関が科学的見地から提唱した放射性同位元素の種類ごとの数量及び濃度の数値基準（以下「国際免除レベル」という。）を導入すること。（第二条関係）

二 事業者は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「放射線障害防止法」という。）第十二条の五第二項に規定する表示付認証機器及び同条第三項に規定する表示付特定認証機器（当該機器に使用する放射線源を交換し、又は洗浄するものを除く。）について、放射性物質を装備している他の機器に義務付けられている掲示事項のうち「機器の種類並びに装備している放射性物質に含まれた放射性同位元素の種類及び数量（単位ベクレル）」を掲示しなければならないものとすること。（第十四条関係）

三 國際免除レベルの導入に併せて、自動警報装置の設置義務の対象を三百七十ギガベクレルを超える放

放射性物質を装備している機器から四百ギガベクレル以上のものに、インターロックの設置義務の対象を百十一テラベクレルを超える放射性物質を装備している機器から百テラベクレル以上のものに改めること。（第十七条関係）

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 労働安全衛生規則の一部改正

放射線障害防止法第十二条の五第二項に規定する表示付認証機器及び同条第三項に規定する表示付特定認証機器について、労働安全衛生法第八十八条第一項又は第二項の規定による機械等の設置等の計画の届出義務の対象から除くこと。（別表第七号関係）

第三 施行期日等

一 この省令は、平成十七年六月一日から施行するものとすること。（附則第一条関係）

二 この省令の施行により新たに放射性物質となるもの（以下「新放射性物質」という。）のみを装備している機器又は新放射性物質のみが密封されたもので、この省令の施行日前に製造され、又は輸入されたもの及びこれらのものと同一の型式のものであつて平成十九年四月一日前に製造され、又は輸入され

たものについては、この省令による改正後の電離放射線障害防止規則の規定を適用しないものとすること。
（附則第二条関係）

三　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとすること。

（附則第三条関係）